

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美祢市長 篠田 洋 司

市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	大田地区 (桂坂・岩波・大木津・川上・温湯・下秋・鶯の巣・友永・平原・間波・上新町・下新町・上市東・上市西・中市・下市・田津・近光、三本松・山根・長登・台山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月27日、令和6年8月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(長登・大田中部)

一部地域を除いて水は十分にある地域ではあるが、後継者のいない高齢者が耕作している農地が多く、将来的に管理が行き届かない状況になることが予想される。今後は農家数も減少し共同で実施したい草刈りや水路清掃、収穫等の作業も困難になる。規模拡大を図れる農家もあるが、必要な農業用機械の導入費が高額であり、農作物単価も低い採算が合わない。獣害については、電気柵を設置しているところは問題ないがそれ以外では被害がある。

(大田北部)

岩波地区では、耕作可能な農地は全て法人が管理しているが、水の管理が難しい農地は畑作物も検討していく必要がある。県道32号線に近い農地は一部原野化。大木津・川上地区では、耕作可能な農地は全て法人と個人農家で管理している。大木津北部では、水路管理に苦慮する農地は耕作放棄地となっている。

桂坂地区では、水稻、野菜、果樹(無花果)を耕作しているが、保全管理が不十分、湧水が著しい、日照条件が悪いなど良い条件の農地が少ない。ほ場の法面は急こう配で高く、草刈り作業が一番の重労働となっており、維持管理に向けて作業人員の確保が大きな課題。水源はため池と河川であるが、水路の漏水が酷く補修も各戸で対応。地区外に住む若い世代が法人化を検討中。全域を鳥獣害防止柵を設置しているが老朽化した箇所から侵入。

(大田南部・間波)

荒廃させてはいけない使命感だけで営農を継続している。地権者による農地管理が不十分で後継者がいない。担い手を外部から受け入れたいが地元との関係性が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外において、農業用機械やオペレーターを確保している法人等を中心的担い手として位置づけ農地の適正な管理を図る。法人が所在しない地域では実情に応じて地域外に出ている若い世代を巻き込んで法人化を検討。地域の課題として後継者問題に取り組み、規模拡大できる担い手へ農地の集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	306 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	306 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、当面の間は目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。なお、保全・管理を行う区域は関係者協議のうえ、必要に応じて適切に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在耕作放棄された農地は、水管理や獣害対策等の条件を整備し認定農業者など中心的担い手への集積を検討。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

継続協議

(3) 基盤整備事業への取組方針

保有機械を有効に活用できるよう圃場を大区画化(1町)する再整備を検討し効率化を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

継続協議

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

継続協議

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣対策は、電柵と猟友会による捕獲を継続実施と老朽化した柵などの更新。